

企業価値担保権制度と信用保証制度の利用に関する留意事項

2026年5月

金融庁・中小企業庁

中小企業向け融資と企業価値担保権

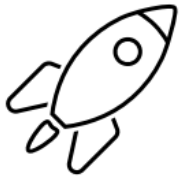
▶ 事業の将来性に基づく融資のための新たな選択肢（令和8年5月25日施行予定）



事業者と金融機関の 緊密な信頼関係を構築する

（＝将来性に依拠するための大前提）

- ✓ 担保目的財産は、会社の総財産(7条)
- ✓ 企業価値担保権は、商業登記簿に登記(15条)
- ✓ 企業価値担保権者は、制度概要等の説明義務を負う(40条)
- ✓ 事業者は、将来性に基づく融資判断の前提（事業計画等）を超える財産処分（事業譲渡等）をする際、企業価値担保権者と事前のコミュニケーション・同意が必要(20条)



事業の継続・成長を支える

（＝将来性に依拠した融資の後押し）

- ✓ 極度額の設定（上限額の設定）は、任意であり、事業の成長に応じた資金需要の増加にも対応可能。なお、極度額は、借り手からの請求があれば、設定される(9条)
- ✓ 事業の継続に支障を来すような他の担保権の実行等に対して異議が可能(19条)

主な活用例

- 有形資産を持たない中小企業に対する資金調達の円滑化
- 経営者保証により事業承継や思い切った事業展開を躊躇している中小企業の資金調達の円滑化

（※） そのほかにも、事業拡大や事業再生に踏み切ろうとする中小企業の資金調達の円滑化など、様々な活用が考えられる。

制度の目的・趣旨について

- 企業価値担保権制度と信用保証制度の目的は、中小企業の資金調達の円滑化という点で一致。中小企業への支援のため、各制度の適切な利用が求められる。
- 信用保証制度を利用する場合においても、企業価値担保権の制度趣旨（不動産担保や個人保証等に依存した融資慣行の是正等）に沿った運用が求められる。

事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）

（目的）

第一条 この法律は、事業性融資の推進等に関し、その基本理念、国の責務、基本方針の策定、企業価値担保権の設定、事業性融資推進支援業務を行う者の認定、事業性融資推進本部の設置等について定めることにより、**不動産を目的とする担保権又は個人を保証人とする保証契約等に依存した融資慣行の是正及び会社の事業に必要な資金の調達等の円滑化**を図り、これらにより会社の事業の継続及び成長発展を支え、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）

（目的）

第一条 この法律は、**中小企業者に対する事業資金の融通を円滑**にするため、中小企業者の債務の保証につき保険を行なう制度を確立し、もつて中小企業の振興を図ることを目的とする。

信用保証協会法（昭和二十八年法律第九十六号）

（目的）

第一条 この法律は、中小企業者等が銀行その他の金融機関から貸付等を受けるについてその貸付金等の債務を保証することを主たる業務とする信用保証協会の制度を確立し、もつて**中小企業者等に対する金融の円滑化**を図ることを目的とする。

具体的な手続

企業価値担保権制度と信用保証制度の利用に関する手続（1/2）

（1）既に信用保証付き融資が実行済or見込の場合において、企業価値担保権を利用しようとするとき

以下①～③の対応が必要となるため、企業価値担保権の設定に際して、金融機関から信用保証協会に対して事前の報告・相談が必要

① 法第12条（個人保証等の制限）に係る対応

（前提）

- 次の求償権を生じさせる信用保証付き特定被担保債権に関し、金融機関は、代位弁済請求等の権利を行使できない（※1）（法12条1項3号ロ・ハ）

A 信用保証協会の求償権に係る債務について、経営者等の個人が保証人となって保証している場合

B 信用保証協会の求償権に係る債務を担保するため、個人が所有する不動産（生活の本拠）等に担保権を設定している場合

そのため、金融機関においては、当該信用保証付き債権について、企業価値担保権の特定被担保債権の範囲から除く対応が求められる（→Appendix参照）。なお、信用保証協会との相談の末、了解が得られれば、信用保証協会の個人保証等の解除によることでも可（※1・2）。

（※1）加えて、（信用保証協会が保証する）特定被担保債権に係る債務を個人も保証している場合においても、代位弁済請求等の権利を行使できない（法12条1項3号イ）。

この場合、金融機関には、個人保証を解除することが求められる。

（※2）別途、各信用保証協会において、諸般の事情を考慮し、保証人又は担保権の解除の可否が判断される。そのため、解除に応じられないケースもあることに留意が必要。

② 無担保が前提とされている信用保証に係る対応

- 金融機関においては、企業価値担保権の特定被担保債権から当該保証付き債権を除く対応が求められる（→Appendix参照）。

③ 信用保証協会に代位弁済を請求する場合の対応

- 最新の「信託契約書の写し」の提出が必要
- 特定被担保債権に含まれる信用保証付き債権に係る代位弁済の請求は、原則として、実行手続終了後に行うものとする

企業価値担保権制度と信用保証制度の利用に関する手続（2/2）

（2）既に企業価値担保権を利用している場合において、信用保証を利用しようとするとき

以下①・②の対応が必要となるため、金融機関から信用保証協会に対して事前の報告・相談が必要

① 信用保証協会に保証を申込み場合の対応

- 金融機関から信用保証協会へ「将来性展望シート^(※)」の提出が必要（無担保利用の場合を含む）
- 特定被担保債権から信用保証付き債権を除く等の対応（前ページ（1）①・②参照）が必要

(※) 信用保証協会に対し、企業の事業性や資金使途を把握したうえで、当該案件において信用保証協会による保証が必要な理由を説明するために記載する。
→ 記載事項は、足元の経営状況及び将来見通し、信用保証協会による保証が必要な理由・経緯 等（＜参考＞「将来性展望シートについて」参照）

② 信用保証協会に代位弁済を請求する場合の対応

- 最新の「信託契約書の写し」の提出が必要
- 特定被担保債権に含まれる信用保証付き債権に係る代位弁済の請求は、原則として、実行手続終了後に行うものとする

（3）法施行後^(R8.5.25)「会社」^(注)が信用保証協会を利用する場合の対応（企業価値担保権を設定していない場合も含む）

- 代位弁済請求時に、金融機関から信用保証協会へ最新の「商業登記簿謄本（登記事項証明書）」^(※)の提出が必要

(※) 原本の写し、または「登記情報提供サービス」により取得したもので差し支えない。

(注) 株式会社・有限会社・持分会社に限られ、個人事業主等は含まれない。

Appendix

① 「将来性展望シート」について

<様式例>

将来性展望シート

年 月 日

<記載することが望ましい事項>

〇〇信用保証協会 御中

金融機関名
支店名

融資先（法人名）	株式会社〇〇〇〇
申込金額	XXX 千円
企業価値担保権 設定時期	2026 年 XX 月
1. 足元経営状況及び将来見通し	
事業概要	・〇〇業
事業の強み・弱み、 外部環境	・事業の強み： ・事業の弱み： ・外部環境：
経営状況・財務状況	・経営状況： ・財務状況：
将来見通し	・ ・ ・
2. 信用保証協会による保証が必要な理由・経緯	
・ ・	

以上

1. 足元経営状況及び将来見通し

- 事業の強み・弱み、外部環境
→当該企業の収益構造に影響を与えている要素（販売先、技術力、製品の独自性等）
- 経営状況・財務状況
→経営状況：直近実績と当該期の着地見込み及びその要因
→財務状況：資金繰りの状況、等
- 将来見通し
→当面の売上見通し、投資計画
→将来的な課題（設備更新、法規制、後継者等）

2. 信用保証協会による保証が必要な理由・経緯等

- 当該案件の資金使途
- 企業のビジネスモデルやその課題
- 上記事項等を踏まえた、当該案件におけるリスク・懸念事項
- 企業価値担保権の制度目的を踏まえた予兆管理・伴走支援の方針
- ※リスク・懸念事項の存在が、信用保証協会付での対応が必要な理由となることから、可能な限り具体的な記載とすること
- ※単に「保全強化のため」や「財務基盤脆弱なため」といった、具体的な要素への言及がない記載では不十分

②事業性融資推進法12条第1項第3号について

第十二条（個人保証等の制限）

特定被担保債権に係る債務（債務者以外の連帯債務者が負担する連帯債務を含む。以下この項において同じ。）について、次に掲げる契約その他これらに準ずるものとして主務省令で定める契約がある場合には、当該特定被担保債権を有する特定被担保債権者（特定被担保債権者に代位する者を含む。）は、当該契約に係る権利を行使することができない。**特定被担保債権者でなくなった後においても、同様とする。**

- 一 略
- 二 略

三 当該特定被担保債権に係る債務を保証する保証契約であって保証人が法人であるもの（次に掲げる場合におけるものに限る。）

イ 数人の保証人がある場合において、そのうちの一人又は数人の保証人が法人でないとき。

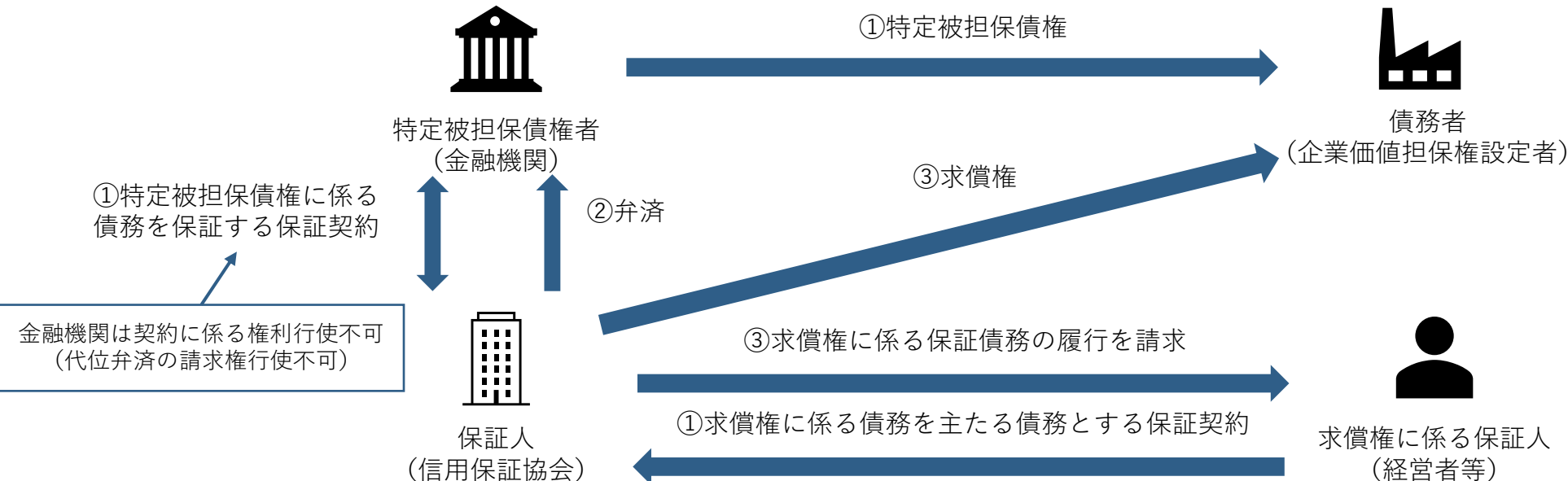
ロ 当該保証契約の保証人の主たる債務者に対する求償権に係る債務（主たる債務者以外の連帯債務者が負担する連帯債務を含む。ハにおいて同じ。）を主たる債務とし、保証人を法人でないものとする保証契約が締結されている場合

ハ 当該保証契約の保証人の主たる債務者に対する求償権に係る債務を担保する質権、抵当権その他の担保権の設定に係る契約であって、当該担保権の設定者が法人でなく、かつ、当該設定者の所有に属する財産であって当該設定者が当該契約の締結時において生活の本拠として使用している不動産その他前号の主務省令で定めるものを目的とするものが締結されている場合

※企業価値担保権を解除した場合（当該金融機関が受益者ではなくなった場合）であっても同様である旨に留意

→金融機関は当該契約に係る権利の行使ができない（当該債権の代位弁済に係る請求権を行使できない）

【事業性融資推進法12条第1項第3号ロが適用される場合の各機関の関係性】



特定被担保債権に関して、イ～ハに該当する場合、金融機関は協会に対して代位弁済の請求権を行使できない

イ 金融機関が、個人保証を徴求している場合

ロ 協会が、求償権に係る債務に関して、個人保証を徴求している場合

ハ 協会が、求償権に係る債務に関して個人所有不動産等の担保を徴求している場合

④協会保証付き融資を企業価値担保権の被担保債権から除く場合の対応

信託契約書における記載例（企業価値担保権信託契約書の書式例（パターン3））に対する追記例）

第1.4条（本特定被担保債権の範囲及び極度額）

1. 本契約に基づき設定される企業価値担保権に係る特定被担保債権（以下「本特定被担保債権」という。）は、
(i)当初の特定受益者が委託者との間の銀行取引によって取得する委託者に対する一切の債権（本契約に基づいて特定受益者が委託者に対して取得する諸費用等償還請求権その他の債権を含む。）及び(ii)当初の特定受益者が第三者から取得する委託者に対する手形上若しくは小切手上の請求権又は電子記録債権とする。

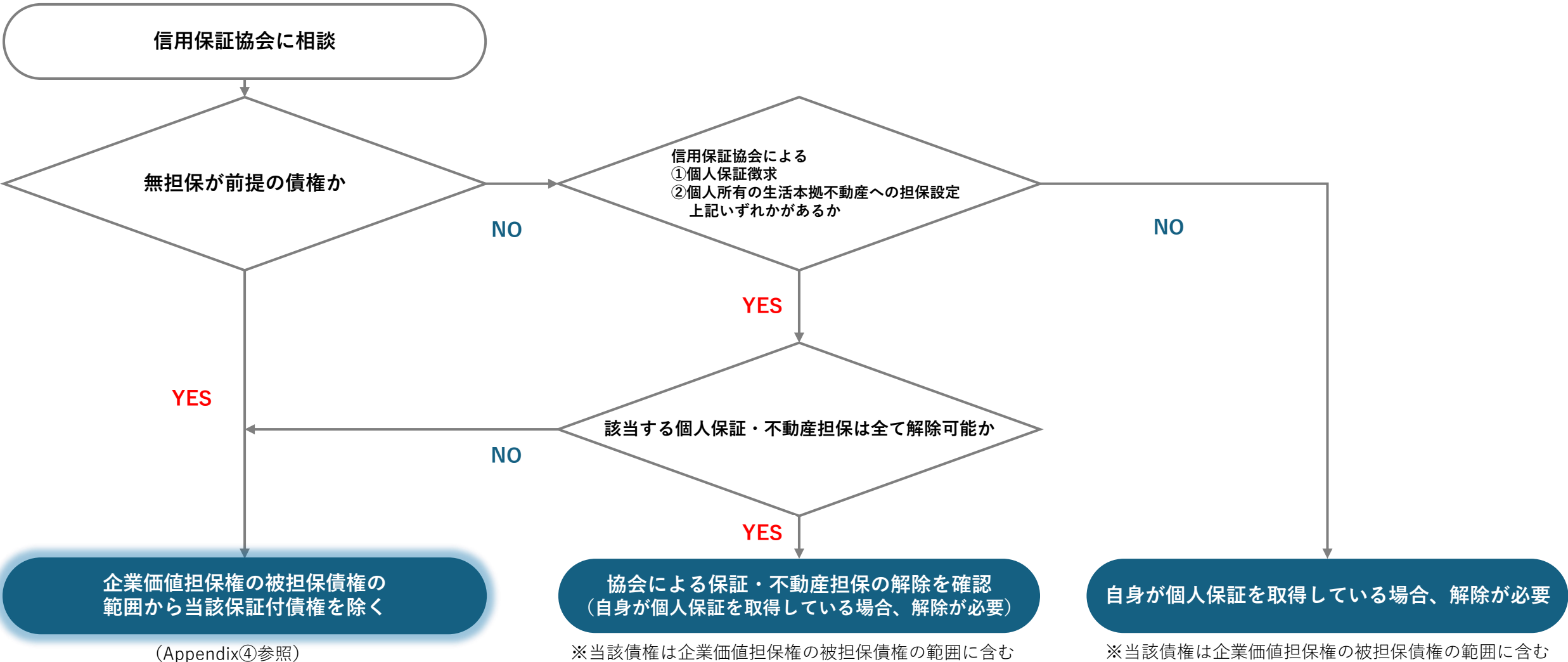
ただし、△△信用保証協会の保証（保証番号XXXXXに限る）及び▲▲信用保証協会の保証（保証番号YYYYYに限る）が付された債権を除く。

「経営者等の個人が保証人となっている債権に係る信用保証」や、「無担保が前提とされている信用保証」等について、特定被担保債権の範囲から除く場合に、当該信用保証に係る「保証番号」を記入する。

⑤ 企業価値担保権制度と信用保証制度の利用に関する判断フロー図 (1/3)

(1) 既に信用保証付き融資が実行済・見込の場合において、企業価値担保権を利用しようとするとき

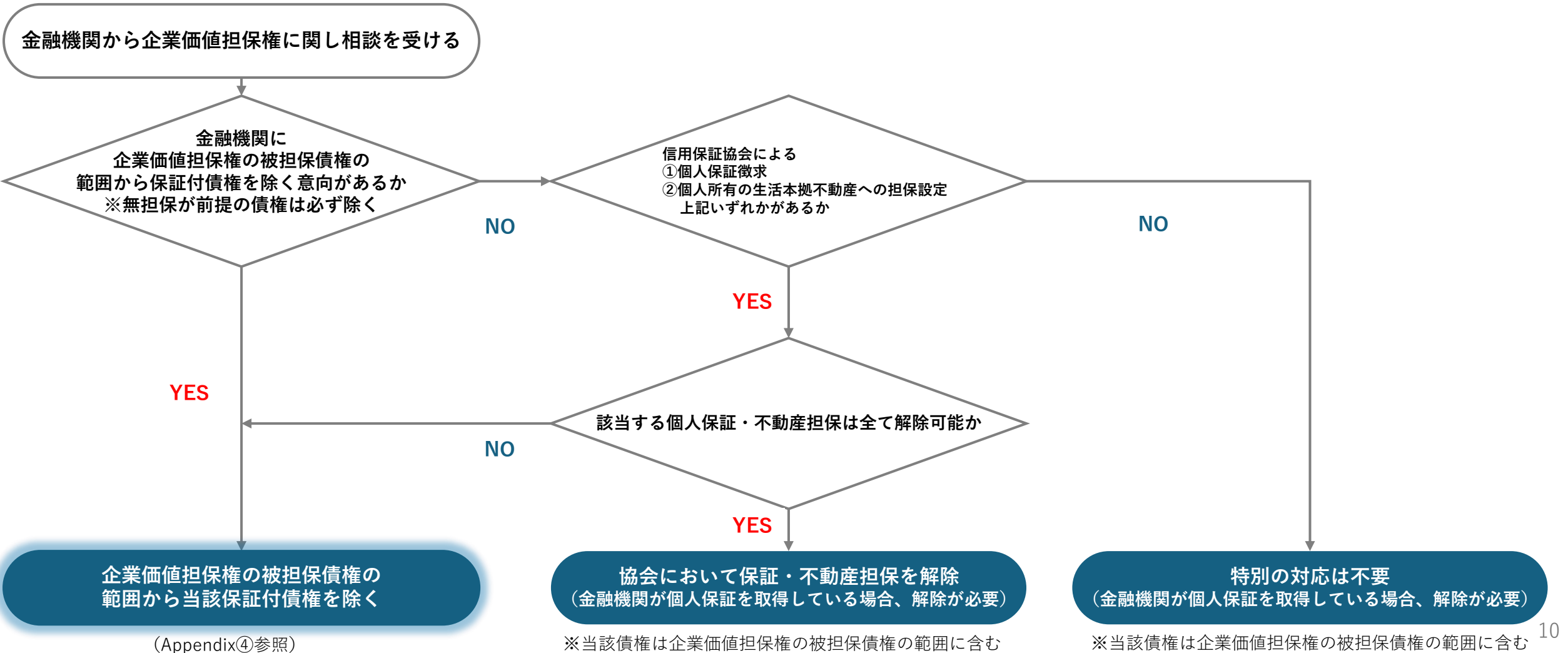
< 金融機関の視点 >



⑤企業価値担保権制度と信用保証制度の利用に関する判断フロー図（1/3）

（1）既に信用保証付き融資が実行済・見込の金融機関から、企業価値担保権について相談を受けた場合

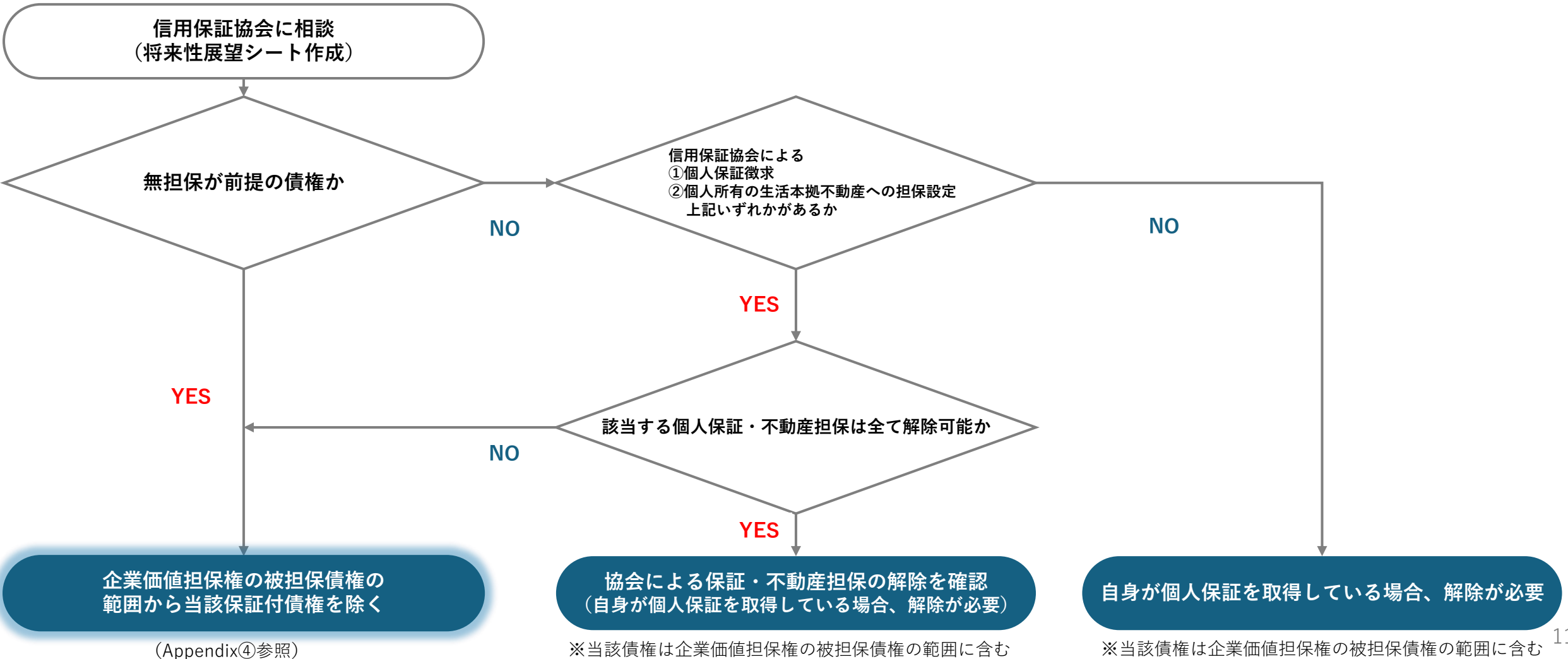
<信用保証協会の視点>



⑤ 企業価値担保権制度と信用保証制度の利用に関する判断フロー図 (2/3)

(2) 既に企業価値担保権付き融資が実行済の場合において、信用保証を利用しようとするとき

< 金融機関の視点 >



⑤ 企業価値担保権制度と信用保証制度の利用に関する判断フロー図 (2/3)

(2) 既に企業価値担保権付き融資が実行済の金融機関から、信用保証の利用について相談を受けた場合

< 信用保証協会の視点 >

金融機関から信用保証利用の相談を受ける
(将来性展望シートも持参)

金融機関に
企業価値担保権の被担保債権の
範囲から保証付債権を除く意向があるか
※無担保が前提の債権は必ず除く

NO

信用保証協会による
①個人保証徴求
②個人所有の生活本拠不動産への担保設定
上記いずれかがあるか

NO

YES

企業価値担保権の被担保債権の
範囲から当該保証付債権を除く

(Appendix④参照)

YES

該当する個人保証・不動産担保は全て解除可能か

NO

協会において保証・不動産担保を解除
(金融機関が個人保証を取得している場合、解除が必要)

※当該債権は企業価値担保権の被担保債権の範囲に含む

YES

特別の対応は不要
(金融機関が個人保証を取得している場合、解除が必要)

※当該債権は企業価値担保権の被担保債権の範囲に含む

⑤企業価値担保権制度と信用保証制度の利用に関する判断フロー図 (3/3)

(3) 代位弁済が必要な場合

<金融機関の視点>

企業価値担保権を設定している債務者について
事故が発生

企業価値担保権の被担保債権の
範囲に保証付債権が含まれているか

NO

事故報告

代位弁済の請求

(最新の商業登記簿謄本、最新の信託契約書を提出)

YES

上記の特定被担保債権について、
次の右記①～③のいずれかに
該当する案件があるか (※)

NO

事故報告

企業価値担保権の実行

代位弁済の請求

(最新の商業登記簿謄本、最新の信託契約書を提出)

YES

個別相談

- ①信用保証協会によって「個人保証等の取得」
又は「個人所有の生活本拠不動産への担保設定」がある
 - ②無担保を前提とした信用保証がある
 - ③金融機関自身が個人保証を取得している
- (※) 手順フロー(1/3)(2/3)が適切に実施されている場合は、基本的に想定されない

⑤企業価値担保権制度と信用保証制度の利用に関する判断フロー図 (3/3)

(3) 代位弁済が必要な場合

<信用保証協会の視点>

企業価値担保権を設定している債務者について
金融機関から事故報告の相談を受ける

企業価値担保権の被担保債権の
範囲に保証付債権が含まれているか

NO

事故報告を受理

代位弁済の請求受理
(最新の商業登記簿謄本、最新の信託契約書を徴求)

YES

上記の特定被担保債権について、
次の右記①～③のいずれかに
該当する案件があるか (※)

NO

事故報告を受理

企業価値担保権の実行

代位弁済の請求受理
(最新の商業登記簿謄本、最新の信託契約書を徴求)

- ①信用保証協会によって「個人保証等の取得」
又は「個人所有の生活本拠不動産への担保設定」がある
 - ②無担保を前提とした信用保証がある
 - ③金融機関自身が個人保証を取得している
- (※) 手順フロー(1/3)(2/3)が適切に実施されている場合は、基本的に想定されない

YES

個別相談